

全宅連

令和3年6月中旬

令和3年版税金本「あなたの不動産税金は」

令和3年版「あなたの不動産税金は」を6月中旬に発刊します。

[体裁] A5判・112頁(予定)

[単価] 1冊270円(税込・送料別) ※10冊以上注文の場合1冊220円(同)

[申込方法] 全宅連ホームページより申込書をダウンロードしてください。

[お問合せ先] (株) テクノート TEL : 03-3863-5933



管理業法登録制度が6月15日に施行、「業務管理者講習」先行受付開始

賃貸住宅における良好な居住環境の確保を図るとともに、不良業者を排除し、業界の健全な発展育成を図ることを目的とした賃貸住宅管理者の登録制度（「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」）が6月15日に施行されます。

賃貸住宅管理業登録制度の概要

(1) 賃貸住宅管理業の登録

委託を受けて賃貸住宅管理業務（①賃貸住宅の維持保全、②金銭の管理*）を行う事業を営もうとする者について、法施行後1年以内（令和4年6月14日）の国土交通大臣への登録を義務付け *②は①と併せて行う場合に限る

- 管理戸数が200戸未満の者は対象外（登録は任意で可能）
- 登録費用は9万円（登録免許税）
- 5年ごとに更新が必要
- 更新料は18,700円（オンラインにより登録の更新の申請を行う場合は、18,000円）

登録が義務化される賃貸住宅管理業

管理戸数
200戸以上

- +
- ①賃貸住宅の維持保全
 - または
 - ①賃貸住宅の維持保全
+
②金銭の管理

(2) 賃貸住宅管理者の業務における義務付け

- ①業務管理者（※）の配置
事務所毎に、賃貸住宅管理の知識・経験等を有する者を配置

※管理業務に関して2年以上の実務経験を持つ者又は国土交通省がその実務の経験を持つ者と同等以上の能力を持つと認められた者で、以下のいずれかに該当すること。

- ①国土交通大臣の認める登録証明事業による証明を受けている者
- 令和3年度以降の賃貸不動産経営管理士試験合格者が該当（予定）
 - 令和2年度までに賃貸不動産経営管理士試験に合格・登録をし、令和4年6月までに賃貸不動産経営管理士への講習を修了した者

⇒ **業務管理者移行講習**

- ②宅地建物取引士で、国土交通大臣が指定する管理業務に関する実務についての講習を修了した者

⇒ **賃貸住宅管理業業務管理者講習**

- ②管理受託契約締結前の重要事項の説明
③財産の分別管理
④定期報告

※詳細は実務セミナーをご視聴ください

「業務管理者となるための講習」の実施機関・講習内容

| 講習名 | 賃貸住宅管理業業務管理者講習 (宅地建物取引士向け) | 業務管理者移行講習 (賃貸不動産経営管理士向け) |
|----------------------|---|--|
| 受講対象者 | 管理業務に関する2年以上の実務経験を持つ宅地建物取引士 | 令和2年度までに賃貸不動産経営管理士試験に合格し、登録を受けた賃貸不動産経営管理士 |
| 学習方法 | インターネット回線を使用したeラーニング講習(Webコース) ※eラーニング以外(郵送)の講習も有 | インターネット回線を使用したeラーニング講習 ※講習は令和4年6月まで(1年間) |
| 講習時間 | 10時間(効果測定を含む) | 2時間20分(効果測定を含む) |
| 受講料 | 19,800円(税込) | 7,700円(税込) |
| 国土交通大臣の指定実施機関 | 一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会 https://chintaikanrishi.jp/about/course_g/ | 一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会 https://chintaikanrishi.jp/about/course_g/ |
| 実施機関認定協力機関 《お申込み》 | 一般財団法人ハトマーク支援機構 https://www.hatomark.or.jp/gyoumukanrikoushu/ ⇒詳しくは次ページ参照 | 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 https://www.jpm.jp/migration/ |